

誰でも解る 遺言と相続

串田行政書士事務所
行政書士 串田 直人

〒300 - 1532 茨城県取手市谷中271 - 3

TEL/FAX 0297 - 82 - 7047

携 帯 090 - 7831 - 3592

Eメール kushida21c@peace.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www17.ocn.ne.jp/~kushida/>

茨城県行政書士会会員・行政書士実践実務研究会会員

茨城県商工会連合会「エキスパートバンク事業」専門家登録会員

1. 『遺言』は『法律』に優先する

相続とは、人が死亡したときに、その人が持っていた財産を家族や親戚が引き継ぐことだと漠然としたイメージがあります。

また、法律上の相続は、「人の死によってその人に属していた一切の財産的権利・義務を継承すること」を意味しています。

従来は、長男が全財産を一人で相続する建前だったので、トラブルも少なく、遺言書を作成する人は高額な財産を持っている一部の人がだけでしたが、近年は、核家族化、持ち家指向と共に、各人の権利意識がテレビ番組などの影響で高まり、相続をめぐるトラブルが起きる場合が多くなってきました。

人が亡くなると財産は誰が、どれだけ受け継ぐかは法律で決められています。これを『法定相続』といい、これによって財産を受け継ぐ人を『法定相続人』といいます。

遺言がなかった場合、法律では、各人の相続の割合（法定相続分）を定めていますが、具体的に誰が何を相続するかは遺産分割協議にて全員が相談して決めることになっていきますので、誰もが少しでも多く、良い物を相続したいと思うのは人情ですから、トラブルの原因になりがちです。

ただし、法的に有効な遺言があって、そこに「だれに」「なにを」「どれだけ」残すかということが明確に指定されていれば、遺言が優先して効力をもちますから、トラブルが起りにくく、指定通りに受け継ぐことができます。これを『遺言相続』と呼んでいます。

例えば、自分の面倒をよく見てくれた子と、まったく寄りつかない子が、法定相続分どおりにまったく同じでは、異論がでることも予想されます。

そこで、自分の意思で、自分の面倒をよく見てくれた子には多く相続させたいという事を、遺言ですることができるのです。

また、自分の面倒をよく見てくれたお嫁さん（子の配偶者）にも遺贈というかたちで財産を分けることもできます。

さらに遺言の中に、なぜこのような相続にしたのか、亡くなった人の意志を尊重するような「言葉」を添えることによって、トラブルの防止と、効果的な相続が可能になります。

このように『遺言』は『法律』に勝るファイナル・メッセージなのです。

なお、財産を無償で特定の人に与えることを「贈与」といい、贈与は生前に与えることを指し、遺言書によって死後に与えることを「遺贈」といいます。

2 . 遺言書がなかった場合の法定相続とは、

亡くなった人の意志を尊重してくれるものが遺言書ですが、この遺言書がなかった場合の相続は、亡くなった人の意志とは関係なく、法律の定めに従うことになります。

これを『法定相続』といい、これによって財産を受け継ぐ人を『法定相続人』といいます。

(1) 相続人になれる人、なれない人

亡くなった人の配偶者は常に相続人になり、配偶者以外に相続人になれる人は、子、孫、曾孫（直系卑属）と父母、祖父母、曾祖父母（直系尊属）と兄弟姉妹またはその子（甥、姪）であり、順位の高い人から優先的に相続人になります。

ただし、婚姻によって親族となった子どもの配偶者（お嫁さん・お婿さん）や、法律上の婚姻関係がない内縁関係の配偶者は、相続人になることはできませんので、その場合には、遺言書が必要になります。

配偶者

配偶者は特別に扱われ常に相続人となり、法定相続の割合も他の相続人に比べ多くなっています。これは、配偶者は亡くなった人と共にその財産形成にあたってきたわけですから、法律でもその点に配慮した結果といえます。

第一順位は、「子」「孫」「曾孫」(直系卑属)

亡くなった人に子があれば、配偶者と共に相続人になります。

法律上の亡くなった人の子と認められた子で、実子、養子、胎児（死産した場合は除かれます）非嫡出子も含まれます。ただし、非嫡出子の相続分は、嫡出子の2分の1という決まりがあります。

また、相続開始時点ですでに子が亡くなっている場合は、子の子ども、つまり孫が相続します。さらに孫もなくなっている場合は、曾孫が相続します。これを「代襲相続」と呼んでいます。

第二順位は、「父母」「祖父母」「曾祖父母」(直系尊属)

亡くなった人に第一順位の相続人がいない場合は、配偶者と共に父母が相続人になります。

実父母でも養父母でも同じです。

父母がどちらも死亡していて、祖父母が健在ならば、祖父母が相続人になります。

第三順位は、「兄弟姉妹」または「甥・姪」

亡くなった人に第一順位、第二順位の相続人がいない場合は、配偶者と共に兄弟姉妹が相続人になります。

異父・異母兄弟姉妹でも相続人になりますが、半血の兄弟姉妹（両親のうち一方の親が違う兄弟）の相続分は、全血の兄弟姉妹の2分の1という決まりがあります。

また、相続開始時点ですでに兄弟姉妹が亡くなっている場合は、兄弟姉妹の子ども、つまり甥・姪が一代限りで代襲相続します。

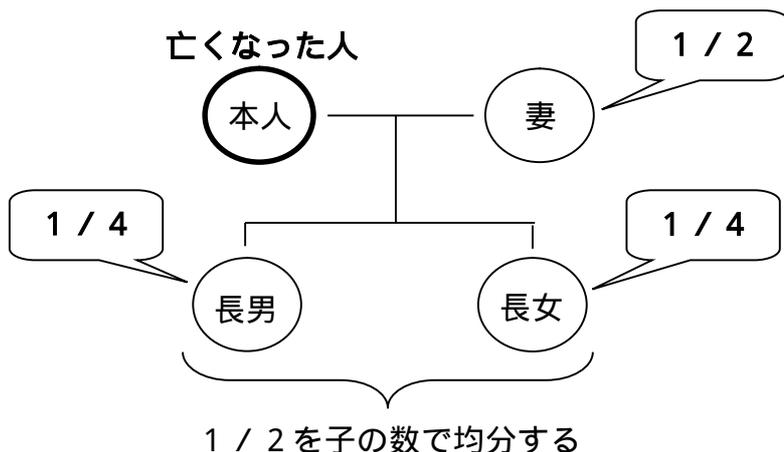
(2) それぞれの法定相続分は

遺言書では「だれに」「なにを」「どれだけ」相続させるということを指定しますが、遺言書がない場合は、法律の規定に基づく『法定相続分』に従います。

配偶者と子が相続人の場合（子がいる場合：第一順位）

配偶者が2分の1を相続し、残りの2分の1を子が相続します。

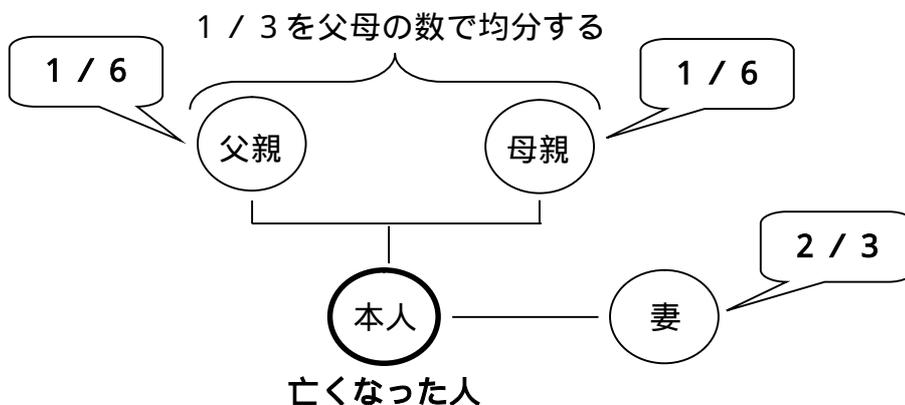
子が複数いる場合は、子の相続分の2分の1を子の数で均分することになります。



配偶者と父母の場合（子がない場合：第二順位）

配偶者が3分の2を相続し、残りの3分の1を父母が相続します。

父母共に健在である場合は、父母の相続分の3分の1を父母の数で均分することになります。



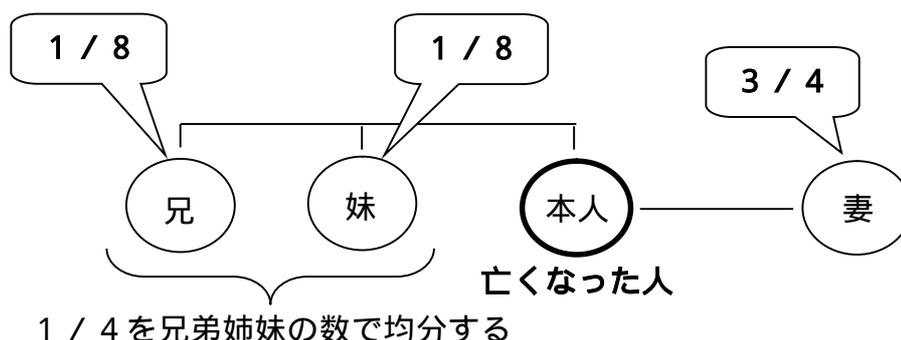
配偶者と兄弟姉妹の場合（子、父母がいない場合：第三順位）

配偶者が4分の3を相続し、残りの4分の1を兄弟姉妹が相続します。

兄弟姉妹が複数いる場合は、兄弟姉妹の相続分の4分の1を兄弟姉妹の数で均分することになります。

このように、子どものいないご夫婦の場合は、配偶者と亡くなった人の兄弟姉妹が相続人になりますので、残された配偶者へ全てを相続させるためには、遺言書が必要になります。（兄弟姉妹には、遺留分がありません）

あなたの配偶者のために必ず、遺言書を残すようにしましょう。



配偶者だけが相続人の場合

血族相続人が誰もいない場合は、配偶者が全てを相続します。

子だけが相続人の場合（配偶者がいない場合）

配偶者がいない場合は、子が全てを相続します。

子が複数いる場合は、子の数で均分することになります。

父母だけが相続人の場合（配偶者、子がない場合）

配偶者、子がない場合は、父母が全てを相続します。

父母が複数いる場合は、父母の数で均分することになります。

兄弟姉妹だけが相続人の場合（配偶者、子、父母がいない場合）

配偶者、子、父母がいない場合は、兄弟姉妹が全てを相続します。

兄弟姉妹が複数いる場合は、兄弟姉妹の数で均分することになります。

(3) 寄与分 (財産形成への寄与)

亡くなった人の子(相続人)の中には、長年、家業を共に頑張ってきた子や、亡くなった人が病気の時に家をもり立ててくれた子、療養看護などを行ってきた子など、財産の維持や増加に特別の寄与をした人もいます。

そして、そのような働きに対して、対価を受け取っていない場合に、亡くなった人の遺言書がないから、法律の規定に基づく「法定相続分」によって相続分が決められたら、不合理になってしまいます。

そこで法律では、財産の維持や増加について特別の寄与のあった人に対して、法定相続分を超える財産を取得させることができますとしています。

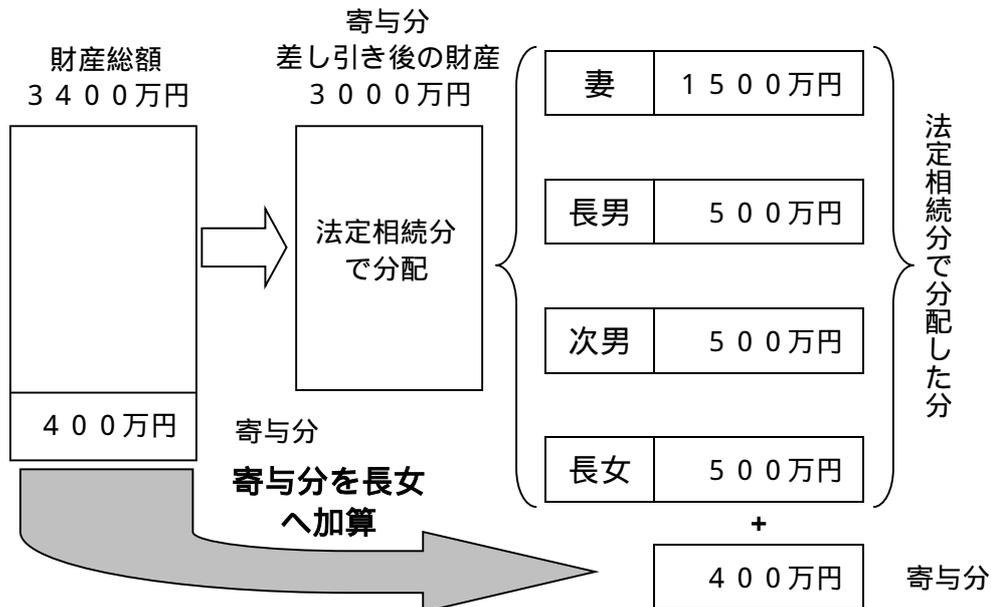
この法定相続分を超えて加算された部分を『寄与分』といいます。

寄与分をどのくらいにするかは、相続人が相談して決めることになっていますが、相談で解決しない場合は、家庭裁判所が決めることになります。

なお、家庭裁判所による寄与分の決定について、法律では「寄与の時期、方法および程度、相続財産、その他一切の事情を考慮して決める」としています。

寄与分が決定した後の相続分の計算の仕方は、決定した寄与分を財産の総額から差し引きます。

次に、差し引いた残りの財産を法定相続分で分配し、寄与した人へ最初に差し引いた寄与分を加算すれば、各相続人の相続分が決定します。



長年、亡くなった父親の家業を盛り立てた長女に寄与分として400万円を認めた場合の各相続人の相続分

ただし、この寄与分ですが、遺言書がなかった場合には対象となる人は、法定相続人に限られてしまいます。

例えば、亡くなった人の療養看護を長年していたお嫁さん(子の配偶者)は、法定相続人ではありませんので、当然寄与分はなく、不合理になってしまいます。

このような不合理をなくし、相続によるトラブルを防止するためにも、遺言書による遺贈というかたちで、お世話になったお嫁さんに財産を分けることをお勧めします。

(4) 特別受益

先ほどの寄与分とは反対に、亡くなった人から生前に、住宅を取得するときの費用を出してもらったり、大学へ進学する学費を出してもらったり、借金の返済をもらったなどのように、特別に資金を援助してもらった場合はどうなるのでしょうか。

相続人である兄弟が全員、同じ様な援助を受けていればいいのですが、兄弟のうち1人だけが特別な援助を受けていたのに、亡くなった人の遺言書がないから、法律の規定に基づく「法定相続分」によって相続分が決められたら、援助を受けていない者としては、不合理になってしまいます。

このように、生前に特定の相続人が受けていた特別の利益を『特別受益』と呼び、その利益を受けた者を『特別受益者』といい、法律では遺贈を受けた場合や生前に「婚姻、養子縁組のため、若しくは生活の基本として」贈与を受けた場合は、その分を相続財産に加えて相続分を決定すべきであるとしており、この手続を『特別受益の持ち戻し』と呼んでいます。

例えば、父親の遺産が4500万円で、兄弟3人で相続する場合に、次男は600万円の借金の返済を父親に肩代わりしてもらったという、贈与を受けていたとします。

通常であれば、遺産の4500万円を兄弟3人で平等に分割し、1500万円ずつを相続することになりますが、次男は生前に600万円の特別受益を受けているわけですので、遺産の4500万円に特別受益の600万円を加えて5100万円とし、この金額を基準に平等に分割し、1700万円ずつ相続することにします。

次に、次男の1700万円から特別受益の600万円を差し引いた額である、1100万円が次男の相続分になります。

この手続を『特別受益の持ち戻し』と呼びます。

なお、特別受益になるものには、結婚の時の支援金、土地の贈与、事業を開くための開業資金、大学に進学する学費、住宅を取得するための費用、借金の肩代わりなどがあります。

また、これらの贈与が、相続の相当以前に行われたものであっても、その経済的利益を現在の時価に換算して評価を行い、相続財産に加算することになっています。

(5) 遺留分

亡くなった人の財産の処分については、遺言書で自由にでき、法律で定めている法定相続の規定より尊重されることになっています。

しかし、例えば、「身内以外の人に全財産を相続させる」などという内容を遺言されたとしたら、残された妻子はたちまち困ってしまいます。

そこで法律では、兄弟姉妹を除く法定相続人のために、相続人が取得することを保障された分を『遺留分』として確保しておくことを定めています。

相続人の遺留分が侵害されたときには、遺留分の限度まで財産を取り戻す請求をすることができます。これを『遺留分減殺請求』といいます。

この遺留分の減殺請求ができるのは、相続開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った日から1年以内（または相続開始から10年以内）ですので、1年以上たった場合は時効になり、この権利は消滅します。

【遺留分の割合】

法定相続人	各相続人	遺留分
配偶者と子	配偶者	1 / 4
	子（子全員で）	1 / 4
配偶者と父母	配偶者	1 / 3
	父母（全員で）	1 / 6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	1 / 2
	兄弟姉妹	なし
配偶者だけ	配偶者	1 / 2
子だけ	子（子全員で）	1 / 2
父母だけ	父母（全員で）	1 / 3
兄弟姉妹だけ	兄弟姉妹	なし

『遺留分減殺請求』は、相続人の権利であって、行使しなければならないものではありません。

例えば、長年連れ添った妻の老後のために、子の遺留分を侵害するような遺言書の場合は、遺言書を尊重して請求しない場合も多々あります。

そのためには、自分の意志を尊重してくれるように、生前に家族とよく話し合い、そのうえで、遺留分放棄の手続を生前にしてもらうことがトラブルを防止するためにも大切です。

なお、遺留分放棄の手続を生前に行うには、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

(6) 相続放棄か、承認か

亡くなった人の財産には、不動産、現金、貯金、自動車などのプラスの財産ばかりではなく、借金やローンなどのマイナスの財産もあります。

相続とは、亡くなった人の権利義務を相続人が引き継ぐことなので、プラスの財産もマイナスの財産も一切を相続しますが、相続財産を調べたところ、「借金などのマイナスの財産のほうが多かった」という場合は困ってしまいます。

相続放棄

そこで法律では、相続しない自由も認めることにしています。

明らかに借金などのマイナスの資産が多くて「借金まで背負わされたくない」と言う場合は、プラスの資産もマイナスの資産も含めて、財産の一切を相続しないという方法があります。これを『相続放棄』といいます。

亡くなった人が残した多額の借金で家族が困らないように法律によって保護されているのです。

相続放棄の手続は、亡くなった日から3か月以内に家庭裁判所で行います。相続人が複数いても自分1人だけで行うことができ、子や孫への代襲相続もありません。

この相続放棄は、借金の場合のみならず、財産を1人に相続させたい場合や、相続が不要な場合にも利用されています。

限定承認

相続する財産が、プラスが多いか、マイナスが多いか分からない場合は、『限定承認』という方法もあります。これは「借金などの負債を相続財産のなかから弁済し、相続財産を超える負債は支払う必要はない」というものですが、現実面ではあまり利用されていないようです。

限定承認の手続は、亡くなった日から3か月以内に家庭裁判所で行います。相続人が全員で行うことが必要であり、1人でも足並みがそろわない場合は手続きすることはできません。

マイナスの資産が多いなどのリスクがある場合は、1人でもできる相続放棄の手続をしたほうがよい場合もあります。

単純承認

亡くなった人の権利義務の全てを引き継ぐことを『単純承認』といいます。亡くなった日から3か月を過ぎた場合は、自動的に単純承認したとみなされますので、マイナスの資産の確認をこの3ヶ月間の間に行います。

また、亡くなった人の貯金を現金化したり、土地を処分したなど、相続財産の全部または一部の処分をした場合は、3か月以内の期間であっても単純承認したとみなされ、予想もしなかったマイナスの資産も相続することになりますので、十分注意して下さい。

3 . 遺言書

遺言書がなかった場合は、法律で定められた法定相続人に法定相続分が相続されます。

具体的には、法定相続人が全員で遺産分割協議を行って、相続の内容を決定することになりますが、誰もが少しでも良い物を相続したくなるのは人情ですので、仲の良かった兄弟が、相続によって不仲になったというようなトラブルが多くなっています。

(1) 遺言書の効果

このようなトラブルを防止するためにも遺言書を残すことをお勧めします。残された家族も、それが亡くなった人の意志に基づくことであれば、納得してもらえます。

遺言書によって、財産の各相続人への具体的な割り振り（遺産分割の指定）を亡くなった人の意志として残すことにより、相続を巡るトラブルを防止できる効果があります。

また、遺言書がなかった場合は、法定相続人以外には財産を残すことはできませんのが、遺言書によって法定相続人以外に財産を残すこともできます。

例えば、長年生活を共にし、実際には夫婦同然であっても、婚姻届を出していない場合は、法律上は「配偶者」ではないので、相続人にはなれませんが、遺言書によって財産を特定して遺贈することにより、残された内縁の妻の老後の生活を保障することもできます。

子の配偶者も相続人にはなれませんが、遺言書による遺贈、または養子縁組をすることにより財産を残すこともできます。

長年にわたって自分を支えてきてくれた人や、お世話になった人に遺言書によって財産を残すこともできます。

ただし、遺言書による財産分割の指定にて、法定相続人の遺留分を侵害したために、トラブルが発生することもあるので、遺留分については注意が必要です。

(2) 遺言の種類

遺言の方式には、普通方式の遺言と特別方式の遺言の2つがあります。

普通方式の遺言には、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の3種類があります。

特別方式の遺言は、船舶遭難者や死亡危急者などの遺言で実際にはあまり利用されていませんので、ここでは割愛します。

自筆証書遺言

自分自身が遺言書の全文、日付及び署名、押印して作成する遺言です。ワープロや代筆は一切認められておらず、全文を自分で書くことが要件です。

作成が簡単な反面、方式不備で無効になったり、自分自身で遺言書を管理する必要があるため偽造や改ざん、紛失のおそれが高く、遺言が発見されなかったり、遺言者の死後発見しても開封することはできず、家庭裁判所での検認(1か月くらい必要)が必要になります。

検認中は、遺言の内容を知ることができませんので、遺言の内容を実行することができず相続人は待つしかありません。

この検認手続をしないで、遺言書を開封しても遺言は無効になることはありませんが、開封した人は、5万円以下の過料に処せられることがありますので、遺言書が発見した人は注意して下さい。

秘密証書遺言

作成は、自筆証書遺言とは違い、自筆でも、ワープロで作成しても、代筆でも可能です。また、日付も不要ですが、署名、押印は必要です。

遺言書が完成し、封印したものを、証人2人以上と共に公証役場に出向き、公証人に提出して自分の遺言書であることを述べます。遺言者、証人、公証人全員が封書に署名、押印して完成です。

自筆証書遺言と同様に、公証人が遺言作成には関与しないので、方式不備で無効になったり、遺言者の死後発見しても開封することはできず、裁判所の検認が必要になります。

この秘密証書遺言は、現実面ではあまり利用されていないようです。

公正証書遺言

公正証書とは、公証人が作成した文書のことです。公証人とは、裁判官や検察官の退職者など、法律を専門とする地方法務局嘱託の公務員で、各地の公証役場で執務をしています。

公証人の作成した文書は、公文書として強力な効力を持ちますので遺言を公正証書ですることは、確実性が高く方式不備による無効になることがなく、作成後も遺言書の原本が公証役場で保管されるので、紛失、改ざんのおそれもなく安全性の高い遺言です。

また、自筆証書遺言や秘密証書遺言で必要な家庭裁判所での検認も不要であり、遺言の内容をすぐに実行することができますので、公正証書遺言は費用はかかりますが、普通方式の遺言の中では一番お勧めの遺言です。

作成には、証人2人以上の立ち会いが必要です。証人は、成年者であることが必要で、推定相続人やその配偶者、直系血族等は証人になれません。

なお、証人の口から遺言の内容がもれないとも限りませんので、弁護士、行政書士など守秘義務のある人を証人に選ぶようにしましょう。

また、遺言者が入院中などで公証役場に出向くことができないときは公証人が病院などに出張することもできます。ただし、日当、交通費が必要です。

公証人に支払う手数料については、財産の額によって異なってきます。
例えば、5000万円の財産を、
妻が3000万円、子どもが2人にそれぞれ1000万円の場合、

証書作成代は、
妻の分が2万3000円、
子どもの分が1万7000円×2人=3万4000円となり、
合わせて5万7000円、
遺言手数料が1万1000円で、
合計6万8000円の費用がかかることになります。

【公証人手数料】

項目	金額		備考
証書の作成	一人当たりの相続価格が		
	100万円まで	5000円	
	200万円まで	7000円	
	500万円まで	1万1000円	
	1,000万円まで	1万7000円	
	3,000万円まで	2万3000円	
	5,000万円まで	2万9000円	
	1億円まで	4万3000円	
	3億円まで	1万3000円加算	} 超過額 5000万円 までごとに
	10億円まで	1万1000円加算	
10億円を超えるもの	8000円加算		
遺言手数料	目的の価格が1億円まで	1万1000円加算	
	遺言の取り消し	1万1000円	
	秘密証書遺言	1万1000円	
正本または謄本	1枚につき	250円	

(3) 遺言と法的効力

遺言書は、相続人と合意して作成されるものではないため、法律では、遺言として法的効力をもつのは次のような事項と定めていますから、それ以外のことを書いても実行されるとは限りません。

しかし、遺言書は亡くなった人のメッセージですので、なぜこのような相続にしたのか、自分の意志を尊重してもらえような「言葉」を添えることによりトラブルの防止と、家庭の事情や家業に即した効果的な相続が可能になります。

また、忘れてはならないのが相続に関するだけでなく、自分の亡きあと、残された妻や夫、家族など、これまで自分を支えてくれた人たちに、感謝の言葉や伝えておきたいこと、幸せを祈る言葉などを、「心のこもった遺言書」として残しておきたいものです。それは、読む人にとって励みになり、家族の絆をさらに強める役目も果たしてくれます。

相続に関する事項

相続分の指定

法定相続分とは異なる相続分を具体的に指定できる。

遺産分割方法の指定

それぞれの財産を誰に相続させるかを指定できる。

遺産分割の禁止

一定期間（5年以内）、株式や不動産、事業資産などの遺産の分割を禁止できる。

遺贈

内縁関係の人や、お世話になった人など相続人以外の人にも財産を遺贈することができる。

遺言執行者の指定、指定の委託

遺言の内容を実現するための執行者を指定できる。またはその指定を誰かに委託することができる。（信頼のおける人を指定できる）

寄付行為

財団法人を設立するために財産を提供するなどの意志表示

財産の信託

信託銀行などに財産を託し、管理・運用させ、その利益を公益活動に活用させることができる。

身分に関する事項

認知

婚姻関係のない人との間に生まれた子を実子として認知することができる。認知によって相続人となることができる。

相続人の廃除および廃除の取り消し

相続権を剥奪したり、それを取り消すことができる。

後見人や後見監督人の指定

相続人が未成年者で両親が亡き場合、財産を管理する人（後見人）と、後見人を監督する人（後見監督人）を指定できる。

祭祀承継者の指定

先祖の墓や仏壇などの承継者を指定できる。

農業を長男に継承させたい

従来は、農業を継承する長男が家や田畑をそっくり相続する「単独相続」が慣習となっていました。近年は核家族化、持ち家指向と共に、各人の権利意識がテレビ番組などの影響で高まり、子どもたちが平等に相続する「共同相続」が原則となってきたため、スムーズな相続が難しくなってきました。

跡取りに全財産を相続させるという慣習は、共同相続と相容れないため、相続人全員の合意がなければ、認められなくなってきています。

長男がかなりの財産を相続することに次男が納得しない場合は、家庭裁判所での遺産分割の調停となり、兄弟姉妹で争うこととなります。

そのようなことを避けるために、生前に長男以外の相続人にある程度の財産を与え「遺留分の放棄」をしてもらうことが必要です。そのうえで「長男に財産を相続させる」という遺言を行うこととなります。

次に、遺言者がなぜこのような相続にしたのか、遺言者の意志を尊重してもらえるような「言葉」を添えた遺言書の文例を示します。

遺 言 書

遺言者山田太郎は以下のとおり遺言する。

- 1 遺言者が営む農業を長男山田一郎に継承させる。
そのため、自宅の土地建物と農地は全て長男山田一郎に相続させる。
- 2 次男山田次郎と長女山田花子には、銀行の定期貯金 2 0 0 0 万円を
2 分の 1 ずつ相続させる。

遺言者の願いは、先祖からの家業である農業を継いでもらうことである。
一郎は、高校卒業と同時に家業である農業経営に協力して遺言者を助けてくれた。
次郎や花子が無事大学まで卒業できたのも、一郎の農業経営の働きのお陰である。
次郎と花子の相続分は一郎に比べ少なくなっているが、遺言者の願いと心に納め、
遺留分などの権利を主張して兄弟姉妹で争い、世間の話の種になるようなことは
決してしないようお願いする。

平成 年 月 日

遺言者 山田太郎

4 . 相続手続

人が亡くなったときの相続手続はどうすればよいか。

遺族としては、葬儀の手配だけで大変なことです。相続手続どころではないでしょうが、葬儀が終わった後の相続手続をスムーズに行うために全体の流れをつかんでおくことが大切です。

遺言書の確認

遺産の分割が終わってから遺言書が出てくると、手続を最初からやり直しになってしまいますので、遺言書の有無の確認を十分に行ってください。

遺言書が出てきたら、公正証書遺言を除き、家庭裁判所で検認の手続をしてください。裁判所での検認には1か月くらい必要ですので検認が終了するまでは遺産（亡くなった人の預貯金も含め）の処分は行わないで下さい。

相続財産の全部または一部の処分をした場合は、単純承認を見なされてしまい、相続放棄などの手続ができなくなります。

形見分けについても相続人によって相続財産の一部が処分されたことになり、単純承認と見なされ、その後の相続放棄は認められなくなりますので、相続放棄をする必要があるかどうかの確認をしてから行って下さい。

遺言書によって、遺言執行者が指定されている場合は、すみやかに執行者に連絡して下さい。

相続人を確定する

相続人は誰になるのかを確定します。

これは、亡くなった人の出生から死亡まで、本籍のあった市区町村役場のすべてを順に巡り戸籍謄本などをすべて取得することにより、亡くなった人の親、兄弟姉妹、子などが明らかになり、相続人が何人いて、それぞれの法定相続分がどのようになるかが確定できます。

この作業は、遺産分割協議書を作成する場合に、相続人が1人でも欠けた協議は無効となってしまいますので、必ず相続人を確定することが必要です。

相続財産の調査

相続財産として、プラスの財産とマイナスの財産がどのくらいあるかを調べ、プラスの財産、マイナスの財産を分けて財産目録を作成します。

財産目録があれば、遺産分割協議の中で具体的に分割ができ、話し合いもスムーズに行うことができます。

また、限定承認を行う場合は、財産目録が必要になります。

親族で話し合う

相続人が集まり、今後のことを話し合います。

遺言書がある場合は、相続人全員に遺言書を見せなければなりません。

限定承認を行うのであれば、相続人全員の足並みをそろえる必要がありますので、この場で確認しておくといいでしょう。

また、相続人の中に幼児がいる場合などは、その扶養をどうするかなども話し合います。

相続放棄、限定承認の手続き

必要に応じて手続きを行いますが、手続きができる期間は、亡くなった日から3か月ですので、この期間までに行わなければなりません。

期間を過ぎると、自動的に単純承認されたと見なされます。

また、亡くなった人の貯金を現金化したり、土地を処分したなど、相続財産の全部または一部の処分をした場合は、3か月以内の期間であっても単純承認したとみなされ、予想もしなかったマイナスの資産も相続することになりますので、十分注意して下さい。

故人の準確定申告を行う

所得税の確定申告が必要な場合は、相続人は原則として、亡くなった日から4か月以内に行わなければなりません。

また住民税、固定資産税などについても未納のものがあれば、納付を行います。

遺産分割協議書を作成する

相続人が確定し、相続財産も判明しましたら、相続人全員で、具体的に誰が何を相続するかを協議して決めます。

遺言書があればこの協議もスムーズにまとまるのですが、遺言書がない場合は、法定相続を基準に協議することになります。

遺産分割協議にて話がまとまれば、遺産をどのように分配しても構いません。1人の人が全てを相続しても構いませんし、全員で同額の分割にしても構いません。

しかし、それぞれ相続人の希望や思惑がからんでくるため、それぞれの利害を調整し、各相続人が納得するまでにまとめるのは時間がかかります。

1人でも合意しない相続人がいる場合には、協議は成立せず、いつまでも遺産の分割ができないこととなりますので、妥協案の提示などを行いながら詰めていくこととなります。

ところが、いつまでも協議にこだわって話し合いを長引かせていると、相続税の申告・納付期限に間に合わなくなるなど不都合が生じてきます。

もし、どうしても協議がまとまらないのであれば、家庭裁判所へ遺産分割調停を申し立てれば、調停員が間に入って来て比較的スムーズにまとまりますが、なかには調停によっても解決が困難な場合があります。このようなときは、家庭裁判所に審判の申立を行うこととなります。

このようなことにならないためにも、亡くなった人の意志としての遺言書があればトラブルが防止できます。

遺産分割協議を終えたら、相続人全員の合意が得られた証としてその内容を文書にまとめておきます。この文書を『遺産分割協議書』と呼び、後日の相続人同士のトラブルを防ぐためと、不動産の相続登記や預金の名義変更、相続税の申告などを行う際に必要になってきます。

相続税では、遺産分割協議が完了していない場合には、配偶者の税額軽減措置の適用にあたり制約になりますので注意して下さい。

遺産の分配

遺産分割協議がまとまりましたら、協議書に従って遺産を各相続人などに分配し、それぞれの財産を承継人名義に変更します。

不動産の相続登記や預金通帳の名義変更などを行います。

相続税の申告・納付

相続税を納める必要がある場合には、申告と納付の準備をします。

納税資金として不動産などの売却が必要であれば、早めに売却の手続きをとるようにして下さい。

5 . 相続税

財産を相続した場合に相続税がかかります。一般には相続税は高いというイメージがあり、税率自体もかなり高くなっています。

しかし、相続税を納めなければならない人は、亡くなっている方の5%程度ですので、納めている人は少ないのも事実です。

さらに、基礎控除や、配偶者に対する税額軽減措置、小規模宅地等の評価減の特例など、さまざまな軽減策がとられています。

(1) 基礎控除

平成27年1月1日から変更になりました。

相続財産の合計額が基礎控除の金額内であれば、相続税は非課税となり税金を納める必要はありません。

【基礎控除の金額】

3000万円 + (600万円 × 法定相続人の人数)

例えば、相続人が配偶者と、子ども2人場合は、

3000万円 + (600万円 × 相続人が3人) = 4800万円

ですので、相続財産が4800円以下であれば非課税になります。

この法定相続人の人数には、相続放棄した人も含みますので、上記の例で、子どもの1人が相続放棄していたとしても、基礎控除額は同じです。

また養子についても法定相続人になりますが、基礎控除に算入できる人数には下記のような制限があります。(幼い子を家庭裁判所の手続によって養子とする、特別養子の場合は、実子の扱いになります。)

- ・実子がいる場合は、算入できる養子は1人まで
- ・実子がない場合は、算入できる養子の数は2人まで

上記の数字は、基礎控除に用いる養子の人数ですので、実際の相続では何人養子がいっても法定相続人になれます。

(2) 配偶者に対する税額軽減措置

配偶者が相続した財産のうち、法定相続分または1億6000万円のいずれか大きい額までは、相続税はかからない税額軽減措置があります。

この配偶者に対する税額軽減措置は、原則として、亡くなった日から10か月以内に遺産分割協議を完了させて、相続税の申告と納付をしなければならないので注意して下さい。

(3) 小規模宅地等の評価減の特例

亡くなった人が住んでいた家の宅地や、事業用に使用していた店、事務所、工場などの生活に必要な宅地に関しては、処分しにくく、相続税を払うために処分するのでは、残された相続人の生活ができなくなってしまうので、これらの点を考慮して、1983年に設けられた特別処置であり、一般に『小規模宅地等の評価減の特例』などと呼ばれています。

評価減の対象となるのは、亡くなった人や、生計を共にしていた親族が自宅や事業用に使用していた宅地で、借地権も対象になり、宅地では240㎡、事業用では400㎡までの部分について、最大で80%減にすることができます。

ただし、宅地や事業用に使用している建物が建っている必要がありますので、地面がむき出しの青空駐車場などは対象になりませんので、適用を受けるためには、アスファルトを敷き詰める、塀をつくる、立体駐車場にするなどの工夫をする必要があります。

また、不動産業を営んでいる人の販売用の宅地などは棚卸資産となりますので、対象にはなりませんので、ご注意ください。

この小規模宅地等の評価減の特例は、申告をすることが前提となっていますので、この特例の適用を受けたことにより、評価額が減少し、相続財産が基礎控除以下となり、相続税がかからないケースでも必ず申告期限である亡くなった日から10か月以内に、申告書を提出しなければなりません。

ですので申告期限までに、遺産分割協議を完了させていることが必要になります。

もし、申告期限までに遺産分割協議が完了しない場合は、申告期限から3年以内に分割されれば特例の適用を受けることができます。

この場合は、特例の適用を受けなかったものとして、申告・相続税の納付をしておき、後日、遺産分割協議が完了してから4か月以内に更正の請求を行い、相続税の過払いがあれば還付を受けるという手続を行います。

特定住居用宅地：240㎡まで80%減

亡くなった人や、生計を共にしていた親族の住居用宅地で、配偶者、同居していた親族などが取得した場合。

特定事業用宅地：400㎡まで80%減

亡くなった人が、事業用に使用していた店、事務所、工場などに使用していた宅地で、その事業の承継者が取得した場合。

特定同族会社事業用宅地：400㎡まで80%減

亡くなった人や生計を共にする親族が所有する株式や出資が、50%以上である同族会社の事業に使用されていた宅地で、役員である親族が取得した場合。

そのほかの宅地：200㎡まで50%減

そのほか、個人でアパート、借家、貸駐車場などを経営している場合の不動産の貸付用宅地の場合には誰が所得してもよい。

なお、この特例が適用されるか、されないかで、相続税額は大きく影響を受けますから、特殊なケースなどについては、適用の可否について事前に税務署に確認することをお勧めします。

(4) 相続時精算課税制度

次の世代への財産の移転をよりスムーズにするために、相続税と贈与税と一本化した制度で、平成15年1月1日以降の贈与や相続などからこの制度を選択できるようになりました。

ただし、この相続時精算課税制度を利用して贈与する財産については、小規模宅地等の評価減の特例を受けることができませんので、将来、小規模宅地等の評価減の特例が活用できる財産については、相続時精算課税制度による贈与は慎重に検討する必要がありますので、注意して下さい。

この相続時精算課税制度とは、生前に贈与を受けた額の合計額が、2500万円までは控除され、贈与の時点では課税されず、その後の『相続時』に、精算課税の対象となった贈与財産と相続財産を合計した額に基づいて相続税の額を『精算』して、『課税』される制度です。

適用が受けられるのは、65歳以上の親と20歳以上の子（代襲相続を含む）の組み合わせに限られます。

2500万円までであれば、どのような使い道の現金でも、財産でも可能ですし、一度に2500万円でも、何回かに分けて贈与しても構いません。

なお、非課税枠の2500万円を超えた場合には、どのような少額の贈与であっても、一律20%の贈与税がかかります。

この制度がどのようなときに効果があるかというと、

相続財産が基礎控除(3000万円+600万円×相続人の数)以内である場合には、生きていた間に贈与をしても非課税となり、早いうちに財産を移転することができます。

そのほか、障害者の子への贈与、子の借金の解消、相続トラブルが起こりそうな場合に、生きていた間に自分の意志で相続ができるなどがあります。

通常の暦年贈与課税制度では、1年につき110万円の贈与であれば非課税になりますが、暦年贈与課税制度を選択するか、相続時精算課税制度を選択するかは、最初の贈与を受けた年の申告(翌年の2月1日～3月15日まで)の時に、税務署に届出書を提出することになっています。

なお、相続時精算課税制度を選択した場合には、その親と子の組み合わせでは通常の暦年贈与課税制度を利用できなくなりますので注意して下さい。

(5) その他の税額控除

相続税が安くなるその他の税額控除がありますので、簡単にご紹介します。

贈与税額控除

相続が開始される 3 年前に贈与した財産は相続税の課税財産に加算することになって
います。

しかし、贈与を受けた時点で贈与税が加算されているこれらの財産を、相続時には相
続財産に加算して相続税額を算出すると、贈与税と相続税の 2 つの税金がかかってしま
いますので、相続時に納付する相続税額からすでに納めた贈与税額が控除されます。

未成年者控除

法定相続人が未成年者で、相続や遺贈で財産を取得した場合に、20 歳に達するま
での年数 (1 年未満は切り上げ) について、1 年につき 6 万円の控除ができます。

障害者控除

法定相続人が障害者で、相続や遺贈で財産を取得した場合に、その人が 70 歳に達す
るまでの年数 (1 年未満は切り上げ) について、1 年につき 6 万円の控除ができます。
(特別障害者の場合は、1 年につき 12 万円)

相次相続控除

10 年以内に 2 回以上の相続があった場合には、前の相続に時に課税された相続税額
のうち、一定金額 (1 年につき 10 % の割合で逡減) を後の相続税額から控除できます。
これは、短期間に相続が発生した場合に、相続人の税負担を緩和する目的の税額控除制
度です。

外国税額控除

海外にある財産を日本にいる人が相続した場合、海外と日本の両方で課税されることが
あります。このような二重課税を軽減する目的で、海外で日本の相続税に相当する税が
課税された場合には、海外での課税額を日本の相続税額から一定額控除することができます。

6 . 相続する財産の評価方法

相続する財産には、土地や建物のような不動産、預貯金や宝石、貴金属、株式など、さまざまな資産があります。

ここでは、主な資産の評価方法について簡単に紹介いたします。

土地・建物

原則として、宅地の評価は、市街地にある宅地は路線価方式、それ以外にある宅地は倍率方式で行うことになっています。

市街地にある宅地：路線価方式

宅地が接する道路の価格によって評価します。

この路線価については、税務署に備えてある路線価地図（財産評価基準に示されている地図）に記載されていて、税務署で見ることができます。

郊外や農村地にある宅地、田畑、別荘など：倍率方式

固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて評価します。

この倍率は、税務署に備えてある財産評価基準書（評価倍率表）によって確認することができます。

倍率方式での評価額は、固定資産税評価額×倍率で求めます。

家屋

固定資産税評価額と同額になっています。

ここで使用される固定資産税評価額は、家屋課税台帳、または家屋補充課税台帳に登録された基準年度の価格、または比準価格とされていて、市区町村役場の固定資産税課で見ることができます。

株式

株式は、3種類に分けてそれぞれ評価します。

それぞれの代表的な評価方法を紹介します。

上場株式

課税時期（相続のあった日）の属する月の毎日の最終価格の月平均などからもっとも低い額になります。

気配相場等のある株式

課税時期の取引価格や公開価格などによって評価します。

取引相場のない株式

同族会社の株式で、類似業種との比較や純資産などから決定します。

国債、社債など

発行価格などから評価します。

預貯金

普通預金

預金残高によって評価します。

定期預金

預金残高にすでに経過した期間の利子を加え、源泉徴収された税額を控除して評価します。

ゴルフ会員権

取引価格の70%で評価することが多いです。

美術品、宝石、書画、骨董品

実売実例価格、精通者意見価格などを参考にして評価します。

電話加入件

国税庁の定めた基準価格で評価します。

特許権、著作権

将来受け取ることになっている、補償金や印税などを考慮して決めます。

7 . 相続税対策

ここでは、主な相続税の対策について簡単に紹介いたします。

養子縁組をする

相続人が少ないときには、養子縁組をすることにより、相続税に基礎控除や、生命保険金の非課税枠が増えることにより、課税される資産を減少させることができます。

ただし、相続税として有効な養子の人数は、実子がいる場合は1名、実子がいない場合は2名までになります。
(幼い子を家庭裁判所の手続によって養子とする、特別養子の場合は、実子の扱いになります。)

なお、孫を養子にする孫養子の場合は、相続税が2割加算されます。

飛び越し相続をする

親が亡くなった後、子どもの相続財産が多額であったり、その財産が将来上がると予想される場合に、子どもを飛び越えて孫に相続させる方法です。

ただし、親が健在な場合の孫への相続は、孫へ相続させる旨の遺言書が必要となり、相続税が2割加算されます。

農地は、納税猶予

農業後継者に認められた特例です。

農業を20年以上営めば、相続税を納めなくても良いという手続が、農地の納税猶予です。

適用される農地などには、一定の要件がありますが、農業を継承する場合には、是非とも検討したい制度です。

生命保険に加入する

本人が契約者となり保険料を負担し、相続人が受取人になる場合は、相続人1人につき500万円まで、基礎控除とは別枠で非課税枠がありますのでとても有利になります。

例えば、相続人が妻と子ども3人の場合は、
 $500万円 \times 相続人が4人 = 2000万円$
までの保険金が、基礎控除とは別枠で非課税になります。

相続財産のほとんどが、土地や建物の不動産など分割しにくい物であったり、自社株など流動性の低い物である場合などは、保険金で相続税を納めることもできますので有効な方法です。